

キャリアアップ助成金 対象整理表

コース名	内容	対象労働者								正規雇用労働者
		有期契約労働者等								
		有期契約労働者				正社員待遇を受けていない無期雇用労働者				
		短時間労働者 (派遣労働者を除く)	派遣労働者 (登録型派遣を含む)		短時間労働者 (派遣労働者を除く)	派遣労働者				
派遣元で実施	派遣先で実施		派遣元で実施	派遣先で実施						
正規雇用・無期雇用転換	正規雇用転換 (短時間正社員への転換を除く)	○	○	○	○ (直接雇用) (※1)	○	○	○	○ (直接雇用) (※1)	×
	無期雇用転換 (短時間正社員への転換を除く)	○	○	○	○ (直接雇用) (※1)	×	×	×	×	×
人材育成	一般職業訓練	○	○	○	×	○	○	○	×	×
	有期実習型訓練	○	○	○ (※2)	×	○	○	○ (※2)	×	×
処遇改善		○	○	○	×	○	○	○	×	×
健康管理	雇入時健康診断、定期健康診断	安衛法上で義務のかかっていない者に限る			×	安衛法上で義務のかかっていない者に限る			×	×
	人間ドック、生活習慣病予防検診	○	○	○	×	○	○	○	×	×
短時間正社員への転換・雇入れ		○	○	○	×	○ (※3)			×	○ (※4)
パート労働時間延長		×	○ 週25時間未満の者に限る		×	×	○ 週25時間未満の者に限る		×	×

(※1) 派遣先は、当該派遣労働者を対象とするキャリアアップ計画を作成することが必要。

(※2) 派遣元で訓練を実施し派遣先で直接雇用も可。この場合、当該直接雇用が「正規雇用・無期雇用転換コース」に該当すれば当該コースも適用。
また、有期契約労働者等が有期実習型訓練終了後、正規雇用又は無期雇用へ転換し、当該転換が「正規雇用・無期雇用転換コース」に該当すれば当該コースも適用。

(※3) 「正規雇用・無期雇用転換コース」の無期雇用転換の適用を受けた者は除く。

(※4) 「正規雇用・無期雇用転換コース」の正規雇用転換の適用を受けた者及び短時間正社員は除く。